

# 令和8年4月1日から開始 自転車の交通違反に青切符

令和8年4月1日から自転車の運転者（16歳以上）が行った一定の交通違反は反則行為となり、交通反則切符（いわゆる青切符）の対象となります。

## 自転車安全利用チェックリスト

### 携帯電話使用等（保持）

スマートフォンなどを手で保持して使用しながら運転してはいけません

反則金額 12,000円



### 信号無視

赤色等  
反則金額 6,000円

点滅  
反則金額 5,000円



### 自転車制動装置不良

ブレーキがない自転車を運転してはいけません

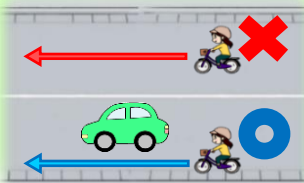
反則金額 5,000円



### 通行区分違反

右側通行はいけません  
道路の左側端を通行しなければいけません

反則金額 6,000円



### 指定場所一時不停止等

止まれ標識があるところでは、一時停止しなければなりません

反則金額 5,000円



## 飲酒運転は赤切符（非反則行為）です

酒酔い運転：5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金  
酒気帯び運転：3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

石川県警察本部交通企画課

## 自転車安全利用五則

交通事故に遭わないよう、交通ルール・マナーを守りましょう。

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先

車道と歩道の区別がある道路では車道通行が原則です。

車道を通行する際は、道路の左端に寄って通行しましょう。



- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号や一時停止を必ず守り、安全確認を行いましょう。



- 3 夜間はライトを点灯

夜間、無灯火では、前方の安全確認ができず、また、周りからも見えにくく危険なので、必ずライトを点灯しましょう。



- 4 飲酒運転は禁止

自転車もお酒を飲んで運転すると飲酒運転になります。  
お酒を飲んだら運転してはいけません。



- 5 ヘルメットを着用

乗車用ヘルメットは、事故による被害を軽減させるために重要な役割を果たします。  
全ての自転車利用者がヘルメットを着用しましょう。



石川県警察本部交通企画課